

個人情報保護と活用について

～災害時に備えた、日ごろからの
見守り、支えあいの取組のために～

STEP0:はじめに..

- 大きな災害が発生した時、皆さんの住む地域には、避難するときに助けが必要な方（災害時要援護者）がいます。

例えば、..

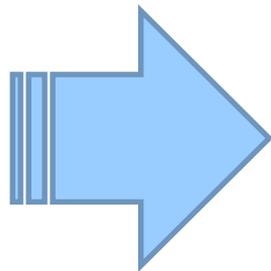
避難するときに支援が必要な方
（障害者や高齢者、妊産婦や乳幼児）

状況判断に支援
が必要な方
（外国人など）



STEP0:はじめに・・・

- 過去の大きな災害の時には、災害時の支援が受けられず、災害時要援護者の被災が多くみられました。
- 日ごろから、地域で顔の見える関係をつくり、お互いに助け合う環境づくりが大切です。



STEP0:はじめに・・・

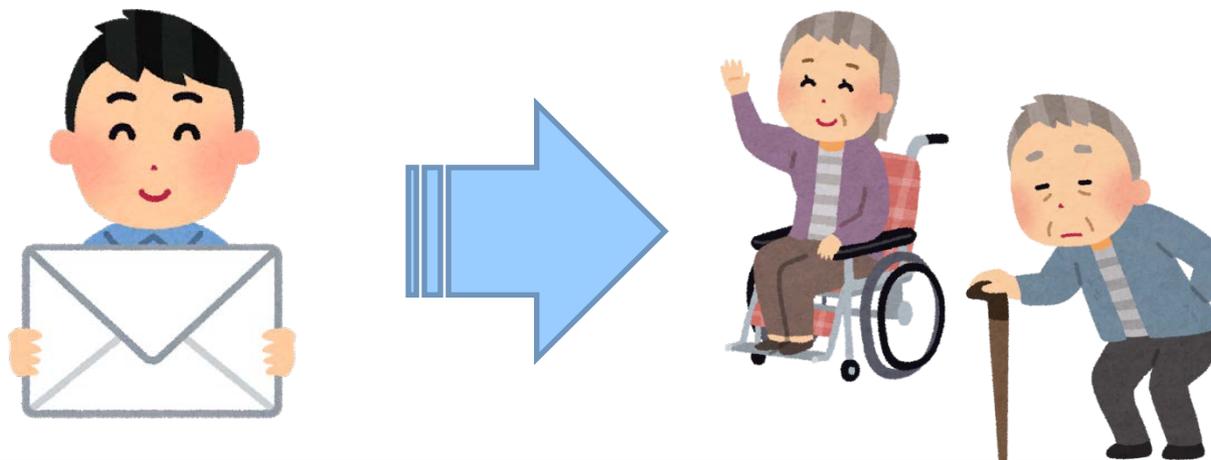
- 横浜市では、災害時要援護者のうち、要介護認定者などの条件に該当する方を対象に「**災害時要援護者名簿**」を作成し、地域に提供しています。

【対象者】

1. 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 介護保険の要介護度3以上の方
 - イ 全員が65歳以上の世帯で、いずれもが介護保険要支援以上
 - ウ 要介護度2以下で、認知機能の低下が認められる方
2. 障害福祉サービス受給者（身体障害、知的障害、難病患者）
3. 視覚、聴覚障害者及び肢体不自由者で、個別の等級が1～3級の方
4. 愛の手帳判定基準表A1またはA2

STEP0:はじめに・・・

- 区役所では、「災害時要援護者名簿」に該当する方に“名前や住所の載った情報を地域の方に提供すること”について説明し、意向を確認したうえで作成した情報（名簿形式）を、地域に提供しています。



STEP0:はじめに・・・

- 区役所が提供する情報について、次の2点を実施すれば、誰でも活用できます。
 - ① 個人情報取扱研修を受ける
(このDVDの視聴で受講済)
 - ② 情報取扱者届に登録して区役所に提出
地域の顔の見える関係づくりのために「災害時要援護者名簿」の情報を有効に活用しましょう。

STEP1: 個人情報とは

- 「特定の個人の情報」であることを識別できる情報

つまり・・・

- 氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、メールアドレス、家族構成、マイナンバー写真、病歴・障害、信条、など

STEP1: 個人情報とは

- 生年月日、性別等はそれだけでは個人を特定できませんが、他の情報との組み合わせで特定できるようになると個人情報になります。

男性

?



誰のこと
かわから
ないな

⇒個人情報
ではない。



〇〇1丁目に在住で
4月1日生まれの
男性

もしかして
Aさんの
ことかな?

港北区で
要援護者支援
担当の男性

⇒個人情報

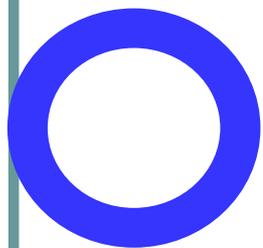


名前がわからなくても個人を特定できれば
個人情報になる可能性があります。

STEP2: 保護と活用のバランス

～ 陥りやすい「過剰反応」や誤解～

- 「人命にかかわることでも個人情報を守らなければならない！」
- 「罰せられるかもしれないから扱いたくない！！」



- 個人情報の基本ルールは「自分の情報の扱いは自分で決めれること」です。
- 基本ルールを踏まえ、正しく理解し活用すれば、取扱いに問題はありません。

STEP3:正しい理解①

個人情報保護法の第1条

- 個人情報保護法 第1条（目的）

この法律は、・・・個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資する物であることその他個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

個人情報の適正かつ
効果的な活用

個人情報の有用性に配慮

個人の権利利益の保護

STEP3:正しい理解②

保護と活用のバランス

- 横浜市個人情報情報の保護に関する条例では

「市民は、個人情報情報の保護の重要性を認識し、個人情報情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。」

- 災害対策基本法では

名簿情報の提供を受けた者もしくは名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく、・・・避難行動要支援者に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

STEP3:正しい理解③

個人情報保護法における義務や罰則

- これまで、個人情報保護法の義務規定は5,000件を超える個人データを事業活動に利用している事業者を対象に課されてきました。

29年5月30日からは・・・

- 自主防災組織や町内会なども、義務や罰則が適用されます

義務や罰則が心配

- 罰則が適用されるのは、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用した時です。
適正に取り扱えば罰則の心配はありません。



STEP3:正しい理解③

個人情報保護法における義務や罰則

① 個人情報を取得するときは、使用目的を決めて本人に伝える

港北区役所が、「災害時要援護者名簿」からの情報リストを作成する際には、災害時要援護者支援事業の目的を本人に示しています。

→災害時要援護者支援事業の目的を要援護者に説明できるようにしておきましょう。また、区役所から提供を受けた情報をもとに、災害時の支援に必要な情報（健康や障害状況）を本人の同意を得て聞き取りましょう。

② 個人情報は、決めた目的以外のことには使わない

→たとえば、要援護者支援事業で提供された個人情報を、事業とは無関係の「自治会のサークル活動の勧誘」目的には使えません。

STEP3:正しい理解③

個人情報保護法の主な義務

- ③ 個人情報を共有するときは、本人の同意を得る
- ④ 障害などの要配慮個人情報については、個人情報を取得するときに、本人の同意を得る



港北区の災害時要援護者支援事業では、区役所が自治会・町内会へ情報を提供するにあたり、本人の確認を得ています。

→ 研修を受け、届出した皆さんで共有できます。

STEP3:正しい理解③

個人情報保護法の主な義務

⑤本人からの「個人情報の開示・訂正等」の請求に応じる

→本人からの求めには、すぐに対応できるようにしましょう。
具体的な対応方法については、区役所にご相談ください。

⑥取得した個人情報は、安全に管理する

→名簿を取り扱う人は研修を受けるほか、支援情報の保管方法や紛失時等の連絡方法といった「取扱を決めたルール」をつくる、などの対応を決めておきましょう。

⑦苦情の申し出に対応すること

→苦情の申し出先を明らかにし、苦情があったときは解決に向け対応しましょう。

STEP4: 個人情報取扱いのポイント

- ① 相手との信頼関係をつくる
 - 相手が大切にしたいものを大切に扱う。
 - プライバシーに配慮する。

STEP4: 個人情報取扱いのポイント

- ② 個人情報取扱いのルールを理解する
 - 本人（要援護者）の同意があれば、
情報提供・共有ができます。
 - ※ 港北区の場合は、区役所が自治会・町内会へ情報提供することにつき、本人の意向を確認しています。
 - 生命・身体に危険があるなど緊急のときは、本人（要援護者）の同意を得ずに、第三者(ボランティア等)に情報提供することができます。
 - 法律・条例・協定の規定を守る。
(名簿の提出、定期的な個人情報研修など)

STEP4: 個人情報取扱いのポイント

③ 誰が名簿をもっているのか

明確にしておく。

名簿は不用意に持ち歩かない。

※ もしも、なくしてしまったら、
すぐに区役所に連絡してください。

④ 個人情報を大切に取り扱い、

助けあいの輪を広める

STEP5: 要援護者が気になること

- 事業の目的は？何のため？

→ 要援護者支援事業の目的（自助共助による減災）を理解し、支援する人全員がきちんと要援護者に説明できるようにしておきましょう。

- そんなことまで聞くの？

→ 支援に必要な最小限の情報収集にしましょう。

- そんな話したかな？要援護者？

→ きちんと意思確認を行いましょう。（口頭でも構いませんが、話した内容や日時等を記録しておきましょう。）

誰もが安心して暮らせる
地域づくりのため
個人情報の適正な取扱いに
ご理解・ご協力をお願いします。

